

平成24年青森県広報コンクール実施要領

1 趣旨

市町村の広報活動の向上に資するため、各種広報作品についてコンクールを行い、優秀な作品を選奨する。特に優秀な作品は、社団法人日本広報協会主催の「平成24年全国広報コンクール」応募作品として推薦する。

2 主催

青森県広報広聴協議会

3 応募作品の媒体・部門

部門ごと各団体の応募は1点とする。

(1) 広報紙部門

- ①市部
- ②町村部

(2) 広報写真部門

- ①一枚写真の部
- ②組み写真の部

(3) 映像部門

4 応募基準

(1) 応募団体は、青森県広報広聴協議会の会員団体であること。

(2) 応募作品は、次の要件を満たしているものであること。

- ①各媒体とも団体の企画によるもの。
- ②平成23年1月～12月の間に発行、発表されたもの。

5 各部門ごとの応募上の留意点

(1) 広報紙部門

①全戸配布を目的に年に4回以上定期的に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌及び有料販売のものを除く。

②応募作品を7部、参考用として直前直後発行の広報紙各7部を提出する。

※補足1 広報紙については、配布日ではなく発行日を基準とする。例えば、平成23年12月28日に配布した平成24年1月号については、平成24年広報コンクール審査対象ではなく、平成25年広報コンクール審査対象とする。

※補足2 通常版広報紙とお知らせ版広報紙を交互に発行している場合、応募作品号が通常版広報紙であれば、直前直後の通常版広報紙を参考用として提出する。例えば、毎月1日号が通常版広報紙で、15日号がお知らせ版広報紙で、応募作品が10月1日号の通常版広報紙の場合、参考用の広報紙は9月15日号・10月15日号のお知らせ版広報紙では

なく、9月1日号・11月1日号の通常版広報紙とする。

※補足3 12月号を提出する場合、提出時期・発行時期によっては翌年号が提出できない場合、前々号とする。例えば、年4回発行の広報紙の場合で12月号が応募作品であれば、参考作品号は、直前の9月号、前々号の6月号で構わない。

(2) 広報写真部門 一枚写真の部・組み写真の部

①広報紙に掲載されている写真（広報紙自体）を対象とする。一枚写真は、表紙及び記事ページの中で、写真一枚で表現しているもの。組み写真は、記事ページ1ページまたは見開きページで、複数の写真で表現しているもの。

②応募写真が掲載されている広報紙を2部提出する。

※補足1 広報紙に準じ、配布日ではなく発行日を基準とした広報紙に掲載されたものを審査対象とする。

※補足2 表紙や記事ページに2枚以上の写真で表現していても、そのうち1点を一枚写真として応募することは可。2ページにまたがっている1枚の写真も応募することは可。

※補足3 組み写真は、見開き2ページで構成されているものに限る。3ページ以上にまたがる組み写真の場合、そのうちの任意の見開きページを選択すること。

※補足4 見開きは、表紙と裏表紙にまたがっている場合も可。

(3) 映像部門

①30分以内の映像作品とする。放送日が違うシリーズ物については、そのうちの1点とする。また、スポット作品（CM作品）は除く。

②DVDに収録したものを7本提出する。記録メディアはDVD-Rとし、記録方式はDVD（ビデオモード）とし、必ずファイナライズ（他のDVD再生専用機器でも見ることが出来る）処理を行うものとする。

6 応募締め切り

平成23年11月25日（金）

※なお広報紙部門及び広報写真部門の12月号の応募については、12月9日（金）を締め切りとする。

7 応募先

青森県広報広聴協議会事務局 青森県町村会業務課
〒030-0801 青森市新町2-4-1 県共同ビル2階

8 添付書類

- (1) 推薦書 (別添 様式1参照)
- (2) 部門ごとの調査表 (別添 様式2参照)

9 応募作品の取り扱い

応募作品は、原則として返却しない。

10 賞の種類及び審査

(1) 賞の種類

- ①部門ごとに入選・佳作各1点、奨励賞数点。
 - ②広報紙部門では総合の部を設け、特選・準特選各1点を選定。
- ※各賞は審査の経過により該当なしの場合もある。

(2) 審査

応募された作品は、県広報広聴協議会並びに専門家による審査会の審査を経て入選等を決定する。

11 発表及び表彰

審査結果は、県及び各市町村、報道機関等に通知するとともに、青森県町村会会報「あおり町村自治」及び青森県町村会ホームページに掲載して、発表する。

表彰は、平成24年度青森県市町村広報広聴担当者研修会において行う予定である。

12 ウェブサイト及び広報企画部門

日本広報協会主催の全国広報コンクールでは「ウェブサイト」、「広報企画」部門を設けており、応募作品は全国広報コンクールに推薦する。なお、推薦関係書類は、12月9日（金）まで本協議会に提出すること。応募上の留意点は下記のとおり。

(1) ウェブサイト部門

- ①区分は市部、町村部とする。
- ②平成23年1月～12月時点で公開されているもので、なおかつ平成24年4月末時点で公開されているものを審査対象とする。
- ③市町村のウェブサイトとして開設しているものに限る。
- ④それぞれの団体の公式ウェブサイト本体を審査対象とする。特設サイト、関連サイトだけを審査対象とはしない。

(2) 広報企画部門

- ①平成23年1月～12月の間に発表されたものを審査対象とする。
 - ②企画書及び広報企画で展開した広報成果物をセットで提出。
 - ③企画書及び広報成果物は5セット提出する。
- ※作品の大きさ、イベント等、現物の送付が困難な場合は写真等も可。
- ※広報企画部門該当作品事例としては、平成23年全国広報コンクール企画部門審査結果を参照（別添）